

令和 8 年度以降の 8020 運動推進及び歯科口腔保健に関する検討評価委員会の在り方について

1 8020 運動推進及び歯科口腔保健に関する検討評価委員会について

8020 運動推進特別事業を実施するにあたり、国実施要綱により検討評価委員会を設置することが定められている。

【国「8020 運動推進特別事業実施要綱」抜粋】

3 (1) 8020運動推進及び歯科口腔保健に関する検討評価委員会の設置

この事業の実施にあたっては、8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会を設置すること。

- ・委員：歯科保健医療サービスを利用する立場にある者を含めた委員構成とする。
(委員の例：歯科医師、歯科衛生士、母子保健関係者、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、障害保健福祉関係者、行政、住民等)
- ・各地域における歯科保健に関する現状を把握・分析した上で課題について検討し、母子保健学校保健、老人保健や障害保健福祉等の関係部局と連携して、事業計画の策定や評価を行うものとする。

2 宮城県歯科保健推進協議会との関係

宮城県歯科保健推進協議会は、宮城県の歯と口腔の健康づくりの推進に関する重要事項を審議するため、「歯科保健推進協議会条例」に基づいて設置している。

宮城県歯科保健推進協議会は、8020 運動推進特別事業も含めた歯科保健事業全般について所管しており、結果的に、宮城県歯科保健推進協議会と 8020 運動推進及び歯科口腔保健に関する検討評価委員会の議事は同一となっており、二つの合議体で同一の議事を諮っている。また、8020 運動推進及び歯科口腔保健に関する検討評価委員会委員の所属団体が宮城県歯科保健推進協議会と重複している。

	8020 運動推進及び歯科口腔保健に関する検討評価委員会委員	宮城県歯科保健推進協議会
議事 (R 6)	1 令和 6 年度歯科保健対策事業の取組状況及び令和 7 年度事業計画 (案) について 2 第 3 期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の達成指標の進捗状況について	1 令和 6 年度歯科保健対策事業の取組状況及び令和 7 年度事業計画 (案) について 2 第 3 期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の達成指標の進捗状況について
委員所属団体	1 東北大学大学院歯学研究科 2 一般社団法人宮城県歯科医師会 3 一般社団法人宮城県歯科衛生士会 4 全国健康保険協会宮城支部 5 一般社団法人宮城県手をつなぐ育成会 6 特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会 7 宮城県学校保健会 8 市町村 (仙台市)	1 東北大学大学院歯学研究科 2 一般社団法人宮城県歯科医師会 3 一般社団法人宮城県歯科衛生士会 4 全国健康保険協会宮城支部 5 一般社団法人宮城県手をつなぐ育成会 6 特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会 7 宮城県学校保健会 8 市町村 (名取市) 9 公益社団法人宮城県医師会 10 宮城県国公立幼稚園・こども園協議会 11 特定非営利活動法人ハッピーート大崎

3 今後の方向性

現在は、同一の組織から推薦いただいた委員を構成員とする2つの会議体があり、同一の議事を所管していることから、委員を選出いただいている団体及び委員の双方の負担軽減並びに会議の効率化を図るため、会議体を統一する。

具体的には、令和8年度から、条例により設置し、かつより広い構成員で組織している宮城県歯科保健推進協議会で8020運動推進特別事業について検討・評価いただくこととし、同協議会委員が8020運動推進及び歯科口腔保健に関する検討評価委員会を兼ねることとする。

4 参考

○他県例（東京都）

東京都歯科保健対策推進協議会が8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会を兼ねている。

○8020運動推進特別事業実施要綱

8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置

この事業の実施にあたり、8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会を設置すること。

（平成28年4月1日改正の趣旨）

8020運動推進特別事業のみならず、広く歯科保健の事業の内容を検討する委員会として活用。
他に、歯科保健事業を議論する会議体があれば、その会議体の活用も可能。